

探鉱準備金又は海外探鉱準備金の損金算入及び新鉱床探鉱費又は海外新鉱床探鉱費の特別控除に関する明細書

事業年度	・	・	法人名
------	---	---	-----

別表十三
令八・四・一以後終了事業年度分

I 探鉱準備金又は海外探鉱準備金の損金算入に関する明細書												
準備金の名称		1	積立限度超過額				14	円				
当期積立額		2	(2) - (13)									
積立限度の計算	取の引計算基準額	当期の指定期間内の鉱物の販売による収入金額	3	翌期繰越額の計算	期首探鉱準備金の金額又は期首海外探鉱準備金の金額		15					
		取引基準額	4		当期益金算入額	5年を経過した場合の益金算入額 (28の計)		16				
	(3) × $\frac{12}{100}$					同上以外の場合による益金算入額 (29の計) + (30の計) + (31の計)		17				
	所得基準額	(3)の収入金額に係る費用等の額	5		計	計		18				
		鉱物の販売に係る所得金額 (3) - (5)	6			(16) + (17)						
	標準額の計算	租税特別措置法施行令第34条第4項、第5項又は第12項の規定により控除する金額	7		当期積立額のうち損金算入額	当期積立額のうち損金算入額 (2) - (14)		19				
		採掘所得金額 (6) - (7)	8			期末探鉱準備金の金額又は期末海外探鉱準備金の金額	期末探鉱準備金の金額又は期末海外探鉱準備金の金額 (15) - (18) + (19)		20			
	の計算	所得基準額 (8) × $\frac{40 \text{又は} 50}{100}$	9		貸借対照表の金額との差額の明細		貸借対照表に計上されている探鉱準備金又は海外探鉱準備金		21			
		積立限度基準額 ((4)と(9)のうち少ない金額)又は(9)	10			差引		22				
		当探鉱前期の探鉱費の5年経過探鉱準備金の益金算入額等 (28の計) + (29の計) - ((33)又は((35) - (36))) (マイナスの場合は0)	11			当期分	貸借対照表の取崩不足額 (18) - ((2) - ((21) - 前期の(21)))		23			
		控除限度額 (10) × $\frac{25}{100}$	12				当期に生じた差額の合計額 (14) + (23)		24			
		積立限度額 (10)又は((10) - ((11)と(12)のうち少ない金額))	13			前前期分	前期末における差額 (前期の(22))		25			
	益金算入額の計算											
積立事業年度	当初の積立額のうち損金算入額	期首現在の準備金額	当期益金算入額			翌期繰越額 (27) - (28) - (29) - (30) - (31)						
			5年を経過した場合	任意取崩し等の場合	任意取崩し以外の場合		(28)から(30)まで以外の場合					
・	・	円	円	円	円	円	円	円	円			
・	・								円			
・	・											
・	・											
・	・											
・	・											
・	・											
当期分												
計												

II 新鉱床探鉱費又は海外新鉱床探鉱費の特別控除に関する明細書

探鉱費基準額の計算	当期に支出した新鉱床探鉱費の額及び当期の探鉱用機械設備の償却額の合計額	33	所得基準額の計算	所得金額総計 (別表四「45の①」)		41	円			
	同上のうち国内の新鉱床探鉱費等の額	34		控除	未済欠損金額 (別表七(-)「3の計」)		42			
	(33)のうち海外の新鉱床探鉱費等の額	35			欠損金当期控除額 (別表七(-)「4の計」)		43			
	(34)の額を超える探鉱準備金益金算入基準額	36		繰越	翌期繰越欠損金額 (42) - (43)		44			
	探鉱費基準額 (33)又は((35) - (36)) (マイナスの場合は0)	37			当期の新鉱床探鉱費の特別控除額		45			
準備金利益の計算	5年を経過した場合の益金算入額 (28の計)	38	特別控除額	所得基準額 (((41) - (44))又は(別表十(三)付表「9」若しくは「16」)) - (45) (マイナスの場合は0)		46				
	任意取崩し等の場合の益金算入額 (29の計) + (30の計)	39		特別控除額 ((37)、(40)と(46)のうち少ない金額)		47				
	益金算入基準額 (38) + (39)	40								